令和８年１１月２日

町　民　各　位

四　万　十　町　長
（　総務課財政班　）

第３次四万十町中期財政計画（前期５か年）（案）に対する意見の募集について

第３次四万十町中期財政計画（前期５か年）案について、町民の皆様からご意見をいただきたく、下記の要領で意見を募集いたします。

記

１．意見募集の趣旨

本町では平成２８年１２月に平成２９年度から令和３年度までの５か年を前期の計画期間とする「第２次四万十町中期財政計画（前期５か年)」を策定しました。その後、令和４年３月には令和４年度から令和８年度までの５か年を後期の計画期間とする「第２次四万十町中期財政計画（後期５か年)」を策定し、本町の最上位計画である第２次総合振興計画とあわせて、財政の効率化と持続性のある健全な財政運営に努めてきました。

令和８年度末をもって現行の計画期間が満了となることから、令和９年度以降における本町の財政運営方針を明らかにするとともに、引き続き健全財政を維持しつつ、効果的で持続性のある財政運営のもと、第３次総合振興計画を着実に実行するため、令和９年度から令和１３年度までの５か年を前期の計画期間とする「第３次四万十町中期財政計画(前期５か年)」を策定いたします。

つきましては、計画案を取りまとめましたので、四万十町意見公募手続条例第３条第１項の規定により、町民の皆様の意見を募集するものです。

〈今後の予定〉　令和８年１１月　２日～１１月２４日　意見公募
１１月２５日～　意見に基づく検討及び修正等
１２月　９日　議会定例会に提案・審議
１２月１８日　議決後、計画公表
☞ 以降、振興計画にあわせて毎年度見直し予定

〈計画策定の根拠となる条例等〉
・四万十町まちづくり基本条例（第 19～20 条）
・四万十町議会基本条例　（第 11 条）
・第３次四万十町総合振興計画（案）

２．意見の募集期間

令和８年１１月２日（月）～　１１月２４日（火）１７時１５分
※郵送の場合は１１月２４日必着

３．資料の閲覧方法

(1) 閲覧所による閲覧

① 四万十町役場本庁西庁舎１階閲覧所（窪川駅側の庁舎）

② 大正地域振興局１階閲覧所　　③ 十和地域振興局１階閲覧所　　④ 興津出張所

(2) 町ホームページによる閲覧　→　http://www.town.shimanto.lg.jp/

４．意見の提出方法

任意様式により、住所・氏名・連絡先（電話番号）・意見の原案における該当ページを記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、お電話など口頭による意見の受付はできませんので、予めご了承ください。

(1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

(2) 郵送の場合（送料はご負担願います）

〒786-8501　高知県高岡郡四万十町琴平町 16－17

四万十町役場　総務課　宛て

(3) ＦＡＸの場合

０８８０－２２－３１２３

(4) 直接提出される場合

四万十町役場　総務課までお越しください。

(5) 電子メールの場合

四万十町役場ホームページの専用フォーム「意見投稿」をご利用ください。

５．注意事項

(1) 募集するご意見は、計画案に関するものに限らせていただきます。

(2) ご提出いただいたご意見は、氏名・住所・電話番号等の個人情報に関する事項を除き、全て公開される場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 皆様からいただいたご意見に対し、個別に回答することはできませんので、その旨ご了承ください。

(4) ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合は、公表の際に当該箇所を伏せさせていただく場合があります。

(5) ご意見に付記された氏名・連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

６．お問い合せ先

総務課財政班　担当： 玉川

電　話： 0880－22－3111　　ＦＡＸ： 0880－22－3123

E-mail： 101010@town.shimanto.lg.jp（総務課財政班用）